

移動等円滑化取組報告書

【鉄道車両】

令和8年6月

伊予鉄道株式会社

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和 7 年度）

住 所 愛媛県松山市湊町 4 丁目 4 番地 1

事業者名 伊 予 鉄 道 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 清水 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
鉄道車両 (7000系)	・バリアフリー適合車両（7000系）6両を導入する計画 (2025年度)	計画通り7000系6両を導入した。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
列車乗降の支援 お声かけ・誘導案内	・スロープ設置駅には、折りたたみ式のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・低床車両には、車いす用のスロープを設置しており、車いすのお客様の列車への乗り降りの支援を行う。 ・サポートが必要なお客様には、誘導案内・介護を実施する。 ・高齢者や障がい者のお客様についても、引き続き積極的なお声かけや案内を行う。	適切な案内を行う事ができた。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
継続的な教育の実施	・車いすをご利用のお客様や視覚障がい者のお客様に対する対応訓練を実施する。 ・障がい者等に関するマークについての机上教育を行う。 ・認知症患者に関する理解と介助・対応等の勉強会の実施する。	3月に新人訓練を実施した。
サービス介助士の資格取得を推進	・監督者及び乗務員に順次、サービス介助士の資格を取得させる。	2025年度は2名取得した。
避難訓練	・南海トラフ地震津波を想定した避難訓練を実施し、緊急時にも速やかに旅客が列車から避難できるようにする。 (2025年度)	12月に訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
優先座席の適切な利用啓発	・車両の優先座席が真に必要な方に利用されるよう、ポスターおよび車内放送等で呼びかける。	適宜呼びかけを実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

高齢者、障がい者のお客様からメールや電話でいただいたご意見・ご要望を社内で共有し、改善・解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

(令和7年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	19 編成 53 (両)	16 編成 46 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	19 編成	16 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	19 編成 53 (両)	16 編成 46 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	19 編成	16 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	